

令和3年6月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び
職域接種における支援策について

新型コロナウイルスワクチンの接種費用の時間外・休日加算については令和3年6月3日付(健Ⅱ132F) (地120)、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための支援等については令和3年5月27日付(健Ⅱ108F) (地98)をもってお知らせしているところです。

今般、10月から11月にかけて希望するすべての国民への接種を終えることができるよう、7月末までとしているこれらの措置を当面継続すること、および、職域接種については、中小企業や大学等が実施する場合に、接種費用とは別に、会場設置等に要する経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により実費補助することとする旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。事務連絡の概要は下記の通りです。なお、具体的な内容については別途お知らせする予定としています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

接種費用の時間外・休日加算

当面継続するとし、具体的な終期については別途お知らせする予定。

個別接種促進のための追加支援策

- ・ 「診療所」における接種回数の底上げ
- ・ 「診療所」「病院」が50回以上/日の接種を行った場合10万円/日を交付する
- ・ 「病院」における接種体制の強化

については「7月末まで」を「7月末まで、8・9月、10・11月」とし、それぞれの期間において4週間の算定を行う。

職域接種における支援策

- (1) 支援の対象となる職域接種(外部の医療機関が出張して実施する職域接種)
- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
 - ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

(2) 支援策

都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費と同等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費補助

事務連絡
令和3年6月18日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び
職域接種における支援策について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、接種費用の時間外・休日加算の他、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための支援等を行っておりますが、10月から11月にかけて希望する全ての国民への接種を終えることができるよう、7月末までとしているこれらの措置を、当面の間、継続することとしました。

また、職域接種については6月21日から開始することを可能としておりますが、中小企業や大学等が実施する場合については、接種費用とは別に、会場設置等に要する経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により実費補助することとしましたので、お知らせいたします（詳細別紙）。

今後、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」等の改正を行う予定ですが、御了知いただくとともに、関係部署と連携の上、関係団体等への周知をお願いいたします。

1. 新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策等の継続

(1) 接種費用の時間外・休日加算

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金による、時間外(730円)、休日(2,130円)に接種した場合の加算措置について、当面の間継続する。具体的な終期については、別途お知らせする予定。

(2) 個別接種促進のための追加支援策

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業における「個別接種促進のための支援」)による診療所及び病院に対する支援策について、当面の間継続する。具体的な取扱いについては以下のとおり。

①「診療所」における接種回数の底上げ

・ 週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円については、「7月末まで」を「7月末まで、8・9月、10・11月」とし、それぞれの期間において、4週間の算定を行う。週150回以上の場合も同様とする。

②接種施設の増加

診療所及び病院が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円/日(定額)を交付する措置を当面の間継続する。(実施対象期間は、①③と同様の期間とする。)

③「病院」における接種体制の強化

・ 病院が、特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末までに4週間以上ある場合に所定の支援単価による所要額を病院に追加交付については、「7月末まで」を「7月末まで、8・9月、10・11月」とし、それぞれの期間において、4週間の算定を行う。

なお、記載されていない事項については、特に変更はないものとして取り扱う。

2. 職域接種における支援策について

(1) 支援の対象となる職域接種

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するもの

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

(2) 支援策

都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費と同等の経費を対象として、1,000円×接種回数を上限に実費補助

※具体的な内容については、別途お知らせする予定

ワクチン接種に係る支援策について（1）

○ ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。

当該支援の実施期間を、当面継続する。(①～③)

○ 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。(④)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円(令和2年度三次補正)

<概要>

【当面継続】

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円(令和2年度三次補正等)

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



ワクチン接種に係る支援策について (2)

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



◆ 個別接種促進のための追加支援策(①~③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ **【当面継続】**

- ・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通) **【当面継続】**

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化 **【当面継続】**

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学